

(様式5)

判断基準が法令の定めについて言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	19	担当課	水産課
法令名	沿岸漁場整備開発法	根拠条項	20-1	許認可等の内容	業務実施計画の変更の認可	
沿岸漁場整備開発法 [昭和49年法律第49号 改正 昭和53年法律第87号 昭和58年法律第61号 昭和62年法律第87号]						
(業務実施計画の認可の基準)						
第十九条 都道府県知事は、第十七条第一項の認可の申請に係る業務実施計画が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認可をしなければならない。						
一 業務実施計画が基本計画(第七条の二第二項第一号及び第三号並びに第三項に掲げる事項に係る部分に限る。)の内容に適合するものであること。						
二 業務実施計画が第十六条に掲げる業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。						
三 業務実施計画が当該都道府県の区域に属する沿岸漁場の総合的な利用の見地からみて適切なものであること。						
四 業務実施計画に係る放流場所において当該業務実施計画に係る第十七条第二項第一号の種類に属する特定水産動物を対象とする特定水産動物育成事業が実施されておらず、かつ、近く実施される見込みがないこと。						
(業務実施計画の変更)						
第二十条 指定法人は、その業務実施計画を変更するには、都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、その変更が農林水産省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。						
2 第十七条第三項、第十八条及び前条の規定は、前項の認可について準用する。						